

「外国の要人」「居住地国」について

※「外国の要人」に「該当しない」ことの確認が必要となります。該当する場合は、窓口へご相談ください。

外国の要人とは、外国の元首、および外国の政府・中央銀行その他これに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者、過去その職にあった者およびその家族(親子・兄弟・配偶者および内縁関係者が該当。孫・祖父母は対象外)、また、その者が 25%超の議決権(株式)を取得されている方等の法人、をいい、具体的には以下の通りです。

外国において、

- 1.内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- 2.衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
- 3.最高裁判所の裁判官に相当する職
- 4.特命全権大使・公使、特派大使等に相当する職
- 5.統合幕僚長、陸・海・空幕僚長等に相当する職
- 6.中央銀行の役員
- 7.予算について国会の議決を経る等の必要があるなどの法人の役員

(根拠となる法例等)

「犯罪による収益の移転防止に係る法律 施行令第十二条等(犯収法)」

※「居住地国」が日本以外の場合、居住地国のお届けが必要となりますので、窓口へご相談ください。

(根拠となる法例等)

「所得税法第十条の五、同施行令第六条の二、同施行規則第十六条の二等」

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(実特法)」